

第4回事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会議事要旨

日時：平成28年7月25日 14:00～16:00

場所：別館948共用会議室

出席者：品川委員、荒井委員、飯野委員、後委員、榎本委員、及川委員、大山委員代理種山氏、河原委員、神林委員、清水委員、瀬上委員、瀬戸委員、高井委員、田中委員、玉越委員、内藤委員、長島委員、水野委員、山本委員、幸村委員、吉田委員
(中小企業庁) 吉村財務課長

議題

- ・ 事業承継税制の見直しについて
- ・ 取引相場のない株式の評価方法の見直しについて

議事概要

- ・ はじめに事務局から、本検討会のとりまとめについて、当初第4回目を行う予定であったが、9月に実施する予定の第5回目において行うことについて説明し、委員の了解を得た。
- ・ 次に、事務局から、事業承継税制の見直し、取引相場のない株式の評価方法の見直しについて説明した後自由討議を行った。主な委員の御発言は以下のとおり。

1. 事業承継税制の見直しについて

- ・ 相続税と贈与税の整合性の観点から切替要件は必要。一方、現行の切替要件のうち、中小企業の成長を阻害している点などは見直すことが望ましい。
- ・ 現経営者に対して、早めに会社を承継させる税制上のメリットを与える必要がある。
- ・ なぜ対象株式の上限が2/3なのかという指摘が多い。1/3が残ることで無理な節税に走る場合がある。3/3に数字の見直しをしてほしい。
- ・ 相続時の猶予割合について、現状80%となっているが、生前贈与した場合には100%猶予を認めるなど、生前贈与を行った場合と行わなかった場合で差別化するというのも一つの方策ではないか。
- ・ 生前贈与を促進するためには、認定取消しリスクを緩和する必要がある。
- ・ 例えば、贈与税の納税猶予を活用した後、認定が取消された場合には、直ちに贈与税を支払うのではなく、先代経営者について相続が発生した時点で相続

税を支払う仕組みにすることが望ましい。また、認定取消時には株価が大幅に下がっていることが想定されるので、相続税の算定根拠となる株価は、贈与時ではなく、認定取消時又は相続時の株価を採用することが望ましい。

- ・ 現行の要件を緩和しても認定取消によるリスクは残るため、当該リスクについては適切な啓蒙活動を行い周知させないといけない。
- ・ 雇用要件は、政策目的なので要件として必要。ただし、事業承継税制が創設された時とは雇用環境は大きく変化しており、当該変化に応じた措置をとることが望ましい。
- ・ 雇用環境や企業のIT化等も踏まえ、雇用以外の指標を追加することが望ましい。
- ・ 外部環境等の影響による変動が大きいものや、賃金水準や効率化の状況が適切に反映出来ないものは指標として望ましくない。
- ・ また、外部環境等により雇用が変動しやすく、人手不足の影響を直接的に受けている小規模事業者への配慮を行うべき。
- ・ 安心して事業承継税制を活用できるよう、大震災等が発生した時の要件緩和等、セーフティーネット規程を設けることが望ましい。
- ・ 企業の経営実態や継続期間、世代交代のスパン等を考慮すると、納税猶予ではなく20年程度で免除とすることが望ましい。
- ・ 免除期間は農地の納税猶予制度の20年が参考になるが、何年が良いかはもう少し慎重に議論すべき。
- ・ 株式と実質的に変わらない信託受益権は、事業承継税制の対象にすることが望ましい。
- ・ 信託受益権を事業承継税制の対象とするかどうかについては、制度が成熟してない、認知度が低い等の指摘があることも踏まえて検討すべき。
- ・ 後継者の責めに帰することのできない事由により一時的に要件を満たせなかった場合については、一定期間内に条件を満たせば取消としないことが望ましい。

2. 取引相場のない株式の評価方法の見直し

- ・ 類似業種比準方式について、海外展開をしている上場会社と国内市場をメインとする中小企業との違いを考慮して見直すことが望ましい。
- ・ 株価の急激な変動を考慮して、類似業種の株価について過去の平均値を採用するなどの激変緩和措置をとることが望ましい。
- ・ 比準要素の比準割合で、利益を3倍としている点について、収益を上げる企業の株価がより上がる結果となっていることや、近年の景気動向を踏まえた見直しや、選択制の可能性も含めて議論をしていくことが望ましい。

- ・純資産方式についても検討を行う必要があるのではないか。退職給付引当金等の負債性引当金等の取扱いについて検討することが望ましい。
- ・議決権を有する株式と議決権を有しない株式の評価方法は区別することが望ましい。
- ・同族関係者に含まれる親族の範囲（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）については、民法においても広すぎる概念が使われており見直すことが望ましい。
- ・取引相場のない株式の評価にあたって、例えば純資産価額方式では、いわば残余財産分配請求権の価値（清算価値）で評価されているものと考えられる。しかし、株式には3つの権利（議決権、配当受益権、残余財産分配請求権）があり、事業承継に必要なのは議決権であるから、事業承継時には議決権の価値で評価するといった見直しも検討すべきではないか。

（以 上）